

## 古河市の平成 29 年度一般会計等財務書類における注記

### 1. 重要な会計方針

#### (1)有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年以前に取得したもの・・・・・・・・再調達原価

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

##### ② 無形固定資産・・・・・・・・・・取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの・・・・・・・・取得原価

取得原価が不明なもの・・・・・・・・再調達原価

#### (2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

##### ①満期保有目的有価証券・・・・・・・・償却原価法（定額法）

##### ②満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・取得原価（又は償却原価法（定額法））

##### ③出資金

ア 市場価格のあるもの・・・・・・・・会計年度末における市場価格  
(売却原価は移動平均法により算定)

イ 市場価格のないもの・・・・・・・・出資金額

#### (3)有形固定資産等の減価償却の方法

##### ①有形固定資産（リース資産を除きます）・・・定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 15 年～50 年

工作物 6 年～60 年

物品 4 年～20 年

##### ②無形固定資産（リース資産を除きます）・・・定額法

(ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5 年）に基づく定額法によ  
っています。)

#### (4)引当金の計上基準及び算定方法

##### ①投資損失引当金

市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体(会計)に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

##### ②徴収不能引当金

未収金については、過去 5 年間の平均不能欠損額により徴収不能見込額を計上しています。

長期延滞債権については、過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

##### ③退職手当引当金

退職手当債務から、組合への加入時以降の負担金の累計額から既に職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、組合における積立金額の運用益のうち古河市へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

##### ④損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

##### ⑤賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

#### (5)リース取引の処理方法

①ファイナンス・リース取引(リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

②オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

#### (6)資金収支計算書における資金の範囲

現金(手許現金及び要求払預金)及び現金同等物(古河市資金管理運用要綱において、資金の管理運用として規定した預金等をいいます。)

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

#### (7)その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

①物品及びソフトウェアの計上基準

物品については、取得価額又は見積価格が50万円（美術品は300万円）以上の場合に計上しています。

ソフトウェアについても物品の取り扱いに準じています。

## ②資本的支出と修繕費の区分基準

修繕費については、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出として資産に計上しています。

## 2. 重要な会計方針等の変更等

### (1)会計方針の変更

該当事項はありません。

### (2)表示方法の変更

「地方公会計の活用の促進に関する研究会報告書（平成30年3月、総務省）」に基づき、行政コスト計算書の純計上行政コスト及び純行政コストについて、負数での表示から正数での表示に変更しています（コストを示す値であることから「△」の表示は不相当とし、削除したものです。）。

## 3. 重要な後発事象

### (1)主要な業務の改廃

該当事項はありません。

## 4. 偶発債務

### (1)保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、次のとおり保証を行っています。

団体名	損失補償付債務 残高	うち損失補償引当金 計上額	うち貸借対照表未 計上額
茨城県信用保証協会	2,694 百万円	11 百万円	2,683 百万円
渡良瀬遊水地アクリメ ーション振興財団	75 百万円	7 百万円	68 百万円
合 計	2,769 百万円	18 百万円	2,751 百万円

## 5. 追加情報

(1)財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

①一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

古河福祉の森診療所特別会計

古河駅東部土地区画整理事業特別会計

片田南西部土地区画整理事業特別会計

公共用地先行取得特別会計

②一般会計等の対象範囲のうち、古河駅東部土地区画整理事業特別会計の一部（公営企業会計に属する部分）については普通会計の対象範囲には含まれません。

③地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

④百万円未満を四捨五入しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑤地方公共団体の財政の健全化に関する法律における健全化判断比率の状況は、次のとおりです。

実質赤字比率 赤字なし

連結実質赤字比率 赤字なし

実質公債費比率 8.3%

将来負担比率 78.7%

⑥利子補給等に係る債務負担行為の翌年度以降の支出予定額 2 百万円

⑦繰越事業に係る将来の支出予定額 1,381 百万円

(2)貸借対照表に係る事項

①減債基金に係る積立不足額

積立不足はありません。

②基金借入金（繰替運用）

該当事項はありません。

③地方交付税措置のある地方債のうち、将来の普通交付税の算定基礎である基準財政需要額に含まれることが見込まれる金額

56,539 百万円

④地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素は、次のとおりです。

ア 一般会計等の地方債現在高 62,179,315 千円

イ 債務負担行為に基づく支出予定額 266,602 千円

ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に対する一般会計等負担見込額

16,079,663 千円

エ 組合等の地方債の元金償還に対する負担見込額 1,580,414 千円

オ	退職手当支給予定額のうち一般会計等負担見込額	6,511,319	千円
カ	設立法人の債務等に対する一般会計等負担見込額	18,472	千円
キ	連結実質赤字額	－	千円
ク	組合等の連結実質赤字額のうち一般会計等負担見込額	－	千円
ケ	充当可能基金現在高	6,287,101	千円
コ	特定の歳入見込額	4,078,381	千円
サ	地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額	56,539,322	千円

⑤地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務金額 該当事項はありません。

⑥道路、河川及び水路の敷地の評価額

- ア 「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」の原則的な評価基準及び評価方法によった場合の評価額 18,125 百万円
- イ 貸借対照表に計上されている評価額 28,095 百万円
- 本市では基準モデルに基づいた評価基準及び評価方法によっており、アの金額とは差異が生じています。

(3)純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

①固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

②余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4)資金収支計算書に係る事項

①基礎的財政収支 2,021 百万円

②既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	51,342 百万円	49,720 百万円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	1,018 百万円	539 百万円
資金収支計算書	52,360 百万円	50,259 百万円

地方自治法第 233 条第 1 項に基づく歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（古河福祉の森診療所特別会計、古河駅東部土地区画整理事業特別会計、片田南西部土地区画整理事業特別会計、公共用地先行取得特別会計）の分だけ相違します。

③資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳  
資金収支計算書

業務活動収支	5,579	百万円
投資活動収入の国県等補助金収入	0	百万円
未収債権額、未払債務額の増加（減少）	△1,282	百万円
減価償却費	△6,604	百万円
賞与引当金の増減額	19	百万円
（固定）徴収不能引当金繰入額（増減額）	△16	百万円
退職手当引当金繰入額（増減額）	571	百万円
（流動）徴収不能引当金繰入額（増減額）	1	百万円
資産除売却益（損）	9	百万円
純資産変動計算書の本年度差額	△1,723	百万円

④一時借入金

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額は 10,000 百万円としています。